

# 主な保険金のご案内

こども総合保険 / 自転車総合保険 / ベーシック傷害保険

このご案内では、こども総合保険、自転車総合保険、ベーシック傷害保険に関する補償の概要をご説明しています。ご契約内容や事故状況によりお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、ご契約後に送付しております補償概要もしくは約款(e約款のご案内を含む)をご確認いただき、ご不明な点は取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

**こども** こども総合保険 **自転車** 自転車総合保険 **ベーシック** ベーシック傷害保険で、( )は正式名称

	保険金の種類・対象商品・対象年齢制限	保険金をお支払いする場合の概要
※自転車総合保険は自転車乗用中のケガなどの補償のみ(国内のみ補償) 日常生活のケガなどの補償(国内外補償)	(傷害)死亡保険金 <b>こども</b> <b>自転車</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。
	(傷害)後遺障害保険金 <b>こども</b> <b>自転車</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。
	後遺障害追加支払保険金 <b>こども</b>	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。
	(傷害)入院保険金 <b>こども</b> <b>自転車</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象) (※)こども総合保険、自転車総合保険において入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。
	(傷害)手術保険金 <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5] (注)手術保険金の支払条件変更に関する特約が付帯されている場合は特約の条件による算式となります。
	(傷害)通院保険金 <b>こども</b> <b>自転車</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※)) (※)こども総合保険、自転車総合保険において通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。
	傷害医療費用補償 <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご加入の保険金額限度) 【費用例】公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費、入院院・転院のための交通費、医師の指示による薬剤・医療器具などの費用
	入院一時金 <b>こども</b>	入院保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときにご加入の保険金額の全額をお支払いします。(1事故につき1回限度)
補償範囲を拡大する特約(国内外補償)	細菌性食中毒補償 <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発症した場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 傷害(ケガ)補償、傷害医療費用補償、入院一時金、救護者費用等補償
	地震・噴火・津波補償 <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者が地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 傷害(ケガ)補償、育英費用、学業費用補償、傷害医療費用補償、入院一時金、病气死亡見舞金(葬祭費用)
	熱中症危険補償 <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者が被った急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 <b>こども</b> 傷害(ケガ)補償 <b>ベーシック</b> 傷害(ケガ)補償、傷害医療費用補償

	保険金の種類・ 対象商品(対象年齢制限)	保険金をお支払いする場合の概要
補償範囲を拡大する特約(国内外補償)	<b>特定感染症補償</b> こども ベーシック	被保険者が保険期間中に特定感染症(※1)を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。)また「葬祭費用保険金」支払特約がセットされている場合は、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日以内に亡くなったことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。 (※1)特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症(※2)および指定感染症(※3)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。 《2023年3月現在》 エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。) (※2)2023年5月8日より、感染症法上の取扱いが五類感染症となる予定です(2023年3月現在)。したがって、五類感染症に変更となった日以降に発病した場合は補償対象外となります。 (※3)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、(2023年3月現在、指定感染症に該当する感染症はありません。)
	<b>被害事故補償(国内外補償)</b> こども ベーシック(22歳まで※1)	被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。
	<b>ストーカー行為等被害費用補償(国内のみ補償)</b> こども	日本国内において被保険者が、つきまとい等の行為またはストーカー行為(以下、ストーカー行為等といいます。)を受けたことを原因として危険または不安などを覚え、警察または検察庁にストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて警告・援助の申し出または告訴を行い受理された場合に、受理日を含めて90日前から受理日を含めて1年を経過した日までの期間中に、被保険者またはその親族が被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な費用をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) 【費用例】ストーカー行為等を証明する事を目的としたカメラ、ビデオカメラ、テープレコーダーなどの費用、迷惑電話を避けるための多機能電話設置などの費用、ストーカー行為等への対応について弁護士に相談した費用、その他弊社が認めた、ストーカー行為等から被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な費用
	<b>救援者費用等補償(入院条件3日型)(国内外補償)</b> こども	被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合 【費用例】捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用、現地までの救援者の往復交通費、宿泊料、現地からの移送費用、救援者の渡航手続費、救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(日本国外20万円、国内3万円限度)
	<b>こども捜索費用補償(国内外補償)</b> こども	親権者またはその配偶者と同居し扶養されている小学生以下の被保険者が保険期間中に行方不明となり、警察に所定の「捜索願」が受理された場合に、「捜索願」提出後180日以内に保険契約者、親権者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。(身代金またはその他これに準ずる財物を含みません。) 【費用例】ポスター・ビラなどの作成、新聞広告に関する費用、探偵事務所などに依頼した場合の費用等
被害に伴う付随費用等に関する補償	<b>トラブル被害対応補償特約(国内のみ補償)</b> こども	被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等(※1)を行った場合に負担した費用をお支払いします。(※2)(各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) ①いじめ ②名誉き損またはプライバシーの侵害 ③ストーカー行為 ④性犯罪行為 ⑤行方不明 ⑥他人の暴力行為または不当な身体の拘束 ⑦自転車事故 ⑧消費者被害(※3) (※1)「届出・相談等」とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア.警察への届出・告訴状の提出 イ.弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ.いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談 (※2)届出・相談日(届出・相談等を最初に行った日)が保険期間中である場合に限り、(※3)5万円以上の物品・サービスを購入したことに関する被害に限り、お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●初期対策費用:次のいずれかの費用(※4)(保険年度ごとに10万円限度) ア.②から⑥までの被害への対策のための、住宅への防犯装置の設置・住宅改造またはドアロックの交換の費用 イ.⑤の被害による被保険者の捜索に伴う、ポスター・ビラ作成または探偵への依頼等の費用 ウ.①から⑥までの被害による転校に伴う、制服・体操服・鞆・教材等の購入費用(学校から購入指示があったもの)または入学金 ●カウンセリング費用:臨床心理士・公認心理師にカウンセリングを受けたことにより発生した費用(※5)(保険年度ごとに10万円限度) ●法律相談費用:法律相談を行ったことにより発生した費用(※5)(※6)(保険年度ごとに10万円限度) (次ページに続く)

※1 継続契約の保険期間終了日時点で被保険者の満年齢が22歳の契約をもって補償が終了します。

	保険金の種類・対象商品(対象年齢制限)	保険金をお支払いする場合の概要
被害に伴う付随費用等に関する補償	<b>トラブル被害対応補償特約</b> (国内のみ補償) <b>こども</b>	(前ページから続く) ●弁護士費用等:弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用(※6)(※7) ●訴訟関連費用:訴訟のために必要とした、訴訟費用・弁護士等への委任費用等(※6)(※7)(※8) (※4)届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。 (※5)届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限ります。 (※6)事前に当会社の同意を得た場合に限ります。 (※7)届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限ります。 (※8)弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られない場合に限ります。  ただし、以下の場合はお支払いできません。 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始日より前であるときの費用
	育英・学業費用に関する補償(国内外補償)	<b>育英費用補償</b> <b>こども</b> <b>ベーシック(22歳まで※1)</b>
<b>学業費用補償</b> <b>こども</b>		扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ①学資費用保険金…被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等 ②進学費用保険金…被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金等)
<b>学業費用補償・進学費用対象外</b> <b>こども</b>		扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 <b>【費用例】</b> 被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
<b>疾病による学業費用補償</b> <b>こども</b>		扶養者が保険期間開始(☆)後に発病した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ①学資費用保険金…被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等 ②進学費用保険金…被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金等)  (注)保険期間開始(☆)前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に死亡した場合については、保険金をお支払いします。
<b>疾病による学業費用補償・進学費用対象外</b> <b>こども</b>		扶養者が保険期間開始(☆)後に発病した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 <b>【費用例】</b> 被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等  (注)保険期間開始(☆)前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に死亡した場合については、保険金をお支払いします。
所有物損害に関する補償	<b>生活用動産補償(国内のみ補償)</b> <b>こども</b>	日本国内において被保険者所有の生活用動産に偶然な事故による損害が発生した場合、時価額で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (注)保険の対象とならないものは補償概要もしくは約款をご確認ください。
	<b>学校管理下動産補償(国内外補償)</b> <b>こども</b>	被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下(学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中)で偶然な事故による損害が発生した場合、身の回り品1つ(1組または1対)あたり10万円またはご加入の保険金額のいずれか低い額(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (注1)保険の対象とならないものは補償概要もしくは約款をご確認ください。 (注2)学童保育に在る間は、補償の対象となりません。
	<b>携行品損害補償(国内外補償)</b> <b>こども</b> <b>ベーシック</b>	被保険者が、住宅外で携行している被保険者所有の身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (注)保険の対象とならないものは補償概要もしくは約款をご確認ください。

(☆)継続契約の場合、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

※1 継続契約の保険期間終了日時点で被保険者の満年齢が22歳の契約をもって補償が終了します。

	保険金の種類・ 対象商品(対象年齢制限)	保険金をお支払いする場合の概要
賠償責任に関する補償 ※1 ※2	個人賠償責任補償 (国内外補償) こども ベーシック  受託品賠償責任補償 (国内外補償) こども  個人・受託品賠償 責任補償 (国内外補償) ベーシック	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(こどもは情報機器等に記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車などを運行不能にさせて(※1)、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 (注)学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 ●本人(加入者証記載の被保険者/保険申込書の被保険者欄に記載の方)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 ●受託品に生じた偶然な事故 こども ベーシック(個人・受託品賠償責任補償) 受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。受託品の対象の詳細は、補償概要もしくは約款をご確認ください。 【お支払いする保険金】 ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。 こども 情報機器等に記録された情報の滅失などにかかる損害は、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度。ベーシック(個人・受託品賠償責任補償) 受託品については10万円限度。) ●訴訟・弁護士費用等 【被保険者の範囲】 ① 本人(加入者証記載の被保険者) ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族(※2) ⑤ ①から③までの別居の未婚の子(※2) ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。(本人に関する事故のみ) ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。(その責任無能力者に関する事故のみ)(※3) (※1)下線部は2019年10月1日以降保険始期の契約から対象となります。 (※2)ご契約が2017年12月31日以前保険始期の場合は下記の条件となります。 ④ ①もしくは②または③と生計を共にする同居の親族 ⑤ ①もしくは②または③と生計を共にする別居の未婚の子 (※3)ご契約が2019年9月30日以前保険始期の場合、⑦は被保険者の範囲に含まれておりません。
	研修・奉仕活動中 受託物賠償責任補償 (国内のみ補償) こども	日本国内において加入者証記載の被保険者が、研修・奉仕活動中に使用または管理する目的で受託した財物(研修・奉仕活動中に行う作業の対象物または仕事の目的物を含みます。)を、研修・奉仕活動中の偶然な事故により壊したり盗まれたりして、この補償の被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償保険金、訴訟・弁護士費用等をお支払いします。 なお、研修・奉仕活動とは、インターンシップ(資格・免許の条件となるもの除く)、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動(社会奉仕を目的とした団体、学校、PTAなどを通じて行う活動に限ります。)をいいます。
	借家人賠償責任補償 (国内のみ補償) こども	日本国内において被保険者が借用または使用する被保険者住所の借戸室を、被保険者の責めに帰すべき事故によって損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
病気の補償(国内外補償)	病気死亡見舞金 (葬祭費用補償特約・ 傷害補償対象外) こども ベーシック(22歳まで※3)	保険期間開始(☆)後に発病した病気が原因で、被保険者が保険期間中または発病日を含めて180日以内に死亡した場合、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(ご加入の葬祭費用保険金額限度)
	疾病入院医療保険金 こども ベーシック(23歳まで※4)	被保険者が保険期間開始(☆)後に病気を発病し、保険期間中に1泊2日以上の入院を開始した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1回の入院につき60日限度) (注1)保険期間開始(☆)前に発病した病気でも、保険期間開始から1年(ベーシック傷害保険は2年)経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。 (注2)同一の疾病治療を目的として退院日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。
	疾病手術医療保険金 こども ベーシック(23歳まで※4)	被保険者が保険期間開始(☆)後に病気を発病し、保険期間中に所定の手術(放射線治療を含みます。)を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合[疾病入院医療保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[疾病入院医療保険金日額×5] (注1)保険期間開始(☆)前に発病した病気でも、保険期間開始から1年(ベーシック傷害保険は2年)経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。 (注2)同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の高い手術1回分とします。
	疾病入院療養一時金 こども ベーシック(23歳まで※4)	被保険者が保険期間開始(☆)後に病気を発病し、継続して60日以上入院が必要と保険期間中に医師に診断された場合に、ご加入の保険金額をお支払いします。 (注1)保険期間開始(☆)前に発病した病気でも、保険期間開始から1年(ベーシック傷害保険は2年)経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。 (注2)同一の病気につき、保険期間を通じて1回限度とします。

(☆)継続契約の場合、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

※1 上記賠償責任に関する補償で、損害賠償金の決定、訴訟・弁護士費用等の支出は、事前に弊社の承認が必要です。

※2 折衝、示談または調停もしくはは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則弊社で行います。(日本国内発生事故のみ。受託品にかかる損害賠償責任は除く。)

※3 継続契約の保険期間終了日時点で被保険者の満年齢が22歳の契約をもって補償が終了します。

※4 継続契約の保険期間終了日時点で被保険者の満年齢が23歳の契約をもって補償が終了します。